香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年7月14日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第11号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後						改正前					
別表(第2条関係)						別	別表(第2条関係)					
	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長		法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	
	1~20 略	~20 略					1~20 略					
	21 警察法(21 警察法 (第38条第5項~第58条 略				
	昭和29年法 律第162号)	第1項	警察庁又は他の都道府県警察に対する援助の要求 他の都道府県公安委員会からの援助の要求の受理及びこれに対する措置	略略			昭和29年法 律第162号)	第1項	警察庁又は他の都道府県警察に対する援助の要求 (大規模なものに限る。) 警察庁又は他の都道府県警察に対する援助の要求 (大規模なものを除く。) 他の都道府県公安委員会からの援助の要求の受理及びこれに対する措置 (大規模	略略略	<u>O</u>	
	(1)~(4) 22~102 略	第60条第	2項~第80条 略				$(1)\sim(4)$ 22~102 略	第60条第	なものに限る。) 他の都道府県公安委員会からの援助の要求の受理及びこれに対する措置(大規模なものを除く。) 2項~第80条 略		0	
	備考						備考					

略

附則

この規則は、公布の日から施行する。